

高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年 7月11日

高知市長 岡 崎 誠 也

## 高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の伝統的工芸品及び伝統的特産品（以下「伝統的工芸品等」という。）を製造する産業の振興発展を図るため、伝統的工芸品等を国内外の市場に向けて広く紹介し、販路開拓、ブランド化の推進等を行う中小企業者等に対して、高知市伝統産業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）及び中小企業者を構成員に含む団体（以下「団体」という。）をいう。
- (2) 伝統的工芸品 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品をいう。
- (3) 伝統的特産品 高知県伝統的特産品指定要綱（平成13年9月17日高知県制定）第2条第1項の規定により高知県知事の指定を受けた高知県伝統的特産品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に本店又は主たる事業所を有し、伝統的工芸品等を製造する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税又は国民健康保険料の滞納があるとき。
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、カタログ、チラシ、CM、DM等の作成、各種の宣伝媒体を活用した広告・宣伝、展示会等への出展等により伝統的工芸品等を国内外の市場に向けて広く紹介する事業とする。ただし、当該事業が補助対象事業となるのは、同一の補助対象者において通算して3回までとし、同一年度にあつては、1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）で別表に掲げるものとする。ただし、国（独立行政法人を含む。）、県又は本市の他の補助金等において補助の対象となる経費を除く。

2 補助金額は、補助対象経費に補助率3分の2を乗じて得た額又は別表に定める補助限度額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却

下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りでない。

(1) 交付決定金額の20パーセント以内の減額

(2) 交付決定金額の変更を伴わない補助対象経費の配分の変更

(3) 補助事業の目的達成に支障を来たさず、かつ、事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行し、この要綱による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月26日から施行し、この要綱による改正後の高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱別表備考の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

(特例)

3 この要綱（高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱の規定中読点として表記する「、」を「、」に改める改正規定に限る。）は、この規程の施行の日前に施行された高知市伝統産業推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についても適用する。

別表

補助対象経費	補助限度額
旅費、会場使用料、小間料、小間装飾料、備品借上料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、デザイン料、ホームページ作成費、委託料及び展示会の開催に係る消耗品費	次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 中小企業者 10万円 (2) 団体 20万円

備考 この表において「旅費」とは、公共交通機関乗車運賃及び宿泊費をいう。ただし、宿泊費については、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める企画旅行を除き、国内旅行については、高知市職員等旅費条例施行規則（令和7年規則第30号）別表第1に定める宿泊費基準額を補助対象経費の上限とし、外国旅行については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）の別表第二の二に定める職務の級が十級以下の者に該当する宿泊費基準額を補助対象経費の上限とする。